



長野県報

12月17日(木)
平成21年
(2009年)
第2126号

目 次

条 例

長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の一部を改正する条例（情報公開・私学課）	3
児童福祉施設条例の一部を改正する条例（障害福祉課）	3
資金積立基金条例の一部を改正する条例（医療政策課）	5
貸付金免除条例の一部を改正する条例（医療政策課）	5
長野県立病院条例を廃止する条例（病院事業局）	5
地方独立行政法人長野県立病院機構の重要な財産を定める条例（病院事業局）	6
地方独立行政法人長野県立病院機構に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例（病院事業局）	6
屋外広告物条例の一部を改正する条例（建築指導課）	6
長野県警察の組織に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（警務課）	6

規 则

長野県組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）	7
長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（警務課）	7

告 示

平成21年12月14日長野県議会定例会において認定された平成20年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見（財政課）	8
平成21年12月14日成立した平成21年度補正予算の要領（財政課）	14
生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	15
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称及び所在地の変更の届出（地域福祉課）	15
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更の届出（地域福祉課）	16
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	16
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の業務の廃止の届出（地域福祉課）	16
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の変更許可の申請及び変更許可の申請書等の縦覧（廃棄物対策課）	17
都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	17
長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程の一部改正（高校教育課）	17
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程の一部改正（高校教育課）	18
昭和44年選告示第4号（地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数）の一部改正（選挙管理委員会）	18

公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（管財課）	19
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（2件）（産業政策課）	21
特定調達契約に係る落札者の決定（病院事業局）	21
警備業法の一部を改正する法律に基づく審査の実施（生活安全企画課）	22
特定調達契約に係る一般競争入札（障害福祉課）	23
一般競争入札（ものづくり振興課）	24
一般競争入札（5件）（高校教育課）	25

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 地方独立行政法人長野県立病院機構の設立に伴い、次に掲げる条例について、条例の実施機関に地方独立行政法人長野県立病院機構を加えるほか、所要の改正を行うこととしました。
 - (1) 長野県個人情報保護条例
 - (2) 長野県情報公開条例
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 児童福祉施設条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 長野県信濃学園及び長野県諏訪湖健康学園（移転後：長野県松本あさひ学園）の管理を指定管理者に行わせるため、その指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲等を定めるほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成23年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 国の経済危機対策における地域医療の再生のための施策の実施に伴い、基金の造成を図ることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 貸付金免除条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 長野県立病院の地方独立行政法人長野県立病院機構への移行に伴い、修学資金の貸付けを受けている看護職員に対する債務の免除に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 長野県立病院条例を廃止する条例（条例第53号）

- 1 長野県立病院の地方独立行政法人長野県立病院機構への移行に伴い、長野県立病院条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日（一部の規定は、公布の日）から施行します。

◇ 地方独立行政法人長野県立病院機構の重要な財産を定める条例（条例第54号）

- 1 地方独立行政法人法第44条第1項の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構の設立に伴い、当該法人が譲渡し、又は担保に供しようとするときに知事の認可を受けなければならない重要な財産を定めることとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 独立行政法人長野県立病院機構に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例（条例第55号）

- 1 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により、地方独立行政法人長野県立病院機構の成立の際、当該法人に職員を引き継ぐこととなる県の内部組織を定めることとしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第56号）

- 1 景観法に基づく景観行政団体である諏訪市が、屋外広告物の表示等の制限、違反に対する措置等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができるようにするため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察の組織に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 長野県警察の組織に関する条例の一部改正
社会情勢や治安情勢に的確に対応し、警察力の維持及び強化を図るため、長野県警察の組織の再編整備を行うこととしました。
- 2 警察署協議会条例の一部改正
長野県警察の組織の再編整備に伴い、警察署協議会委員の定数について特例措置を設けることとしました。
- 3 この条例は、平成22年4月1日から施行します。

条 例

長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第49号

長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の一部を改正する条例

(長野県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第38条・」を「第37条の2ー」に改める。

第1条中「の機関」を「及び地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）」に改める。

第2条第1号中「をいう」を「並びに病院機構をいう」に改め、同条第2号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第4号中「が職務上」を「（病院機構の役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改める。

第5条第2項第5号中「実施機関以外の県の機関」を「他の実施機関」に、「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（病院機構を除く。）」に改める。

第12条第4号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第6号中「及び」を「、」に、「の内部」を「及び地方独立行政法人の内部」に改め、同条第7号中「若しくは他の地方公共団体（）」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（）」に改め、同号カ中「又は」を「、」に、「に係る」を「又は地方独立行政法人に係る」に改める。

第19条第1項中「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

第3章第4節中第38条の前に次の1条を加える。

(病院機構に対する異議申立て)

第37条の2 病院機構がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用中止決定等又は病院機構に対する開示請求、訂正請求若しくは利用中止請求に係る不作為について不服がある者は、病院機構に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第38条第1項中「（昭和37年法律第160号）」を削る。

第61条第1項中「実施機関は」を「実施機関（病院機構を除く。以下この条において同じ。）は」に改める。

(長野県情報公開条例の一部改正)

第2条 長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条」を「第17条の2」に改める。

第2条第1項中「をいう」を「並びに地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）をいう」に改め、同条第2項中「が職務上」を「（病院機構の役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改める。

第7条第2号ウ中「職員並びに」を「職員、」に、「をいう。）」

を「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人（同法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）」に改め、同条第3号中「及び地方公共団体」を「、地方公共団体及び地方独立行政法人」に改め、同条第5号中「及び」を「、」に、「の内部」を「及び地方独立行政法人の内部」に改め、同条第6号中「若しくは他の地方公共団体（）」を「、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（）」に改め、同号カ中「又は」を「、」に、「に係る」を「又は地方独立行政法人に係る」に改める。

第14条第1項中「地方公共団体」の次に「、地方独立行政法人」を加える。

第3章第1節中第18条の前に次の1条を加える。

(病院機構に対する異議申立て)

第17条の2 病院機構がした公開決定等又は病院機構に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、病院機構に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく異議申立てをすることができる。

第18条中「（昭和37年法律第160号）」を削る。

第33条第1項中「実施機関」の次に「（病院機構を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第36条中「第21条第6項」を「第21条第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第1条の規定による改正前の長野県個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）の規定に基づき実施機関がした処分、手続その他の行為又は第2条の規定による改正前の長野県情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）の規定に基づき実施機関がした処分、手續その他の行為のうち、この条例の施行の日以後において地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）が処理することとなる事務に係るものは、第1条の規定による改正後の長野県個人情報保護条例（以下「新個人情報保護条例」という。）又は第2条の規定による改正後の長野県情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）の相当規定に基づき病院機構がしたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例の規定に基づき実施機関に対してされている請求その他の行為又は旧情報公開条例の規定に基づき実施機関に対してされている請求その他の行為のうち、この条例の施行の日以後において病院機構が処理することとなる事務に係るものは、新個人情報保護条例又は新情報公開条例の相当規定に基づき病院機構に対してされたものとみなす。

情報公開・私学課

児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県知事 村井 仁
長野県条例第50号

児童福祉施設条例の一部を改正する条例

児童福祉施設条例（昭和39年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条及び第6条において」を「以下」に改める。

第4条第2項中「長野県諏訪湖健康学園」を「長野県松本あさひ学園」に改める。

第7条を第15条とする。

第6条を削る。

第5条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「前条第1項第1号」を「第4条第1項第1号」に、「場合にあつては」を「場合にあつては」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金は、長野県信濃学園の指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金の額は、法第24条の2第2項又は障害者自立支援法第29条第3項若しくは第30条第2項の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額とする。

第5条を第14条とする。

第4条の次に次の9条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 長野県信濃学園及び長野県松本あさひ学園（以下「信濃学園等」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の指定)

第6条 指定管理者の指定は、信濃学園等の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

(公募)

第7条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 信濃学園等の名称及び位置並びにその概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定の申請)

第8条 第6条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、信濃学園等の管理の方法その他の信濃学園等の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

(候補者の選定の基準)

第9条 第6条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人であって、県内に事務所を有するものであること。
- (2) 法その他の関係法令及びこの条例の規定を遵守し、適切な管理を行うことができること。
- (3) 指定管理者が行う業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- (4) 事業計画書の内容が、信濃学園等の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものないこと。

(指定の告示)

第10条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第11条 長野県信濃学園の指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入所者の入所に関する業務
- (2) 入所者に対する保護
- (3) 入所者に対する独立自活に必要な知識技能の付与
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 長野県信濃学園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 長野県松本あさひ学園の指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入所者の入所に関する業務
- (2) 入所者に対する心理学的治療及び生活指導
- (3) 退所者に対する相談その他の援助
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第12条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法その他の関係法令及びこの条例の規定を遵守して行うこと。
- (2) 次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (3) 指定管理者がその業務を行ふに当たって取得した入所者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、信濃学園等の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

(協定の締結)

第13条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 入所者等の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、信濃学園等の管理に関し必要な事項

別表第1中 「長野県諏訪湖健康学園 諏訪市」 を

「長野県松本あさひ学園 松本市」 に改める。

別表第2中 「長野県信濃学園 60人
長野県諏訪湖健康学園 50人」 を

「長野県信濃学園 30人
長野県松本あさひ学園 35人」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の児童福祉施設条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第10条まで及び第13条の規定の例により行うことができる。

障害福祉課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第51号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県安心こども基金の項の次に次のように加える。

長野県地域医療 再生基金	地域医療の再生 を図る。	地域医療の再生に要する 費用の財源に充てる。
-----------------	-----------------	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

医療政策課

貸付金免除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第52号

貸付金免除条例の一部を改正する条例

貸付金免除条例（昭和39年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項中

ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第7条第5項に規定する居宅サービス事業（同条第8項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下この項において「訪問看護事業所」という。）

(2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保健師助産師看護師法第7条の規定による免許を取得した後、直ちに、長野県立阿南病院又は長野県立木曾病院において看護師又は助産師の業務に従事し、かつ、従事した期間が4年間（助産師を養成する学校又は養成所への進学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により看護師又は助産師の業務に従事しなかった期間がある場合は、当該従事しなかった期間を4年に加えた期間）継続したとき（これらの病院において看護師又は助産師の業務に従事することを条件として長野県木曾看護専門学校に在学する者に係る修学資金の貸付けを受けた場合に限る。）。

(3) 長野県木曾看護専門学校を卒業した後、直ちに、助産師を養成する学校又は養成所に進学し、当該助産師を養成する学校又は養成所を卒業した日から1年以内に助産師の免許を取得した後、直ちに、長野県立木曾病院に

おいて看護師又は助産師の業務に従事し、かつ、従事した期間が2年間（災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により看護師又は助産師の業務に従事しなかつた期間がある場合は、当該従事しなかつた期間を2年に加えた期間）継続したとき（当該病院において助産師の業務に従事することを条件として当該助産師を養成する学校又は養成所に在学する者に係る修学資金の貸付けを受けた場合に限る。）。

ク 介護保険法第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所（以下この項において「訪問看護事業所」という。）

に、「(4) 大学院」を「(2) 大学院」に、「(5) (1)から(4)まで」を「(3) (1)又は(2)」に、「(6) (1)から(5)」を「(4) (1)から(3)」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

医療政策課

長野県立病院条例を廃止する条例をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第53号

長野県立病院条例を廃止する条例

長野県立病院条例（昭和41年長野県条例第57号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日の属する事業年度に係るこの条例による廃止前の長野県立病院条例第8条第1項の規定による業務の状況を説明する書類の作成については、なお従前の例による。（長野県職員定数条例の一部改正）

3 長野県職員定数条例（昭和24年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

4 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項第2号中「救急の外来患者等に関する業務その他」を削る。

別表第3のイの備考中「、病院」を削り、同表のウの備考中「、病院」及び「、助産師」を削る。

別表第5の医療等業務手当の項を次のように改める。

医療等業務 手当	医療等に関する業務に 従事した職員のうち、知 事が人事委員会と協議し て定めるもの	業務1日につき 1,200円を超えない範囲内において、 業務の実態その他の 事情を考慮して、
-------------	--	---

	知事が人事委員会と協議して定める額
--	-------------------

別表第5の夜間看護等手当の項を次のように改める。

夜間看護等手当	総合リハビリテーションセンターに勤務する看護師若しくは准看護師である職員又は知事が人事委員会と協議して定める職員で、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務に従事したもの	勤務1回につき3,300円（深夜における勤務時間が2時間以上4時間に満たない場合は2,900円、2時間に満たない場合は2,000円）
---------	--	--

（議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正）

5 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和39年長野県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条中「次の各号に掲げる公の施設」を「県営水道」に改め、各号を削る。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

6 職員の定年等に関する条例（昭和59年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、病院」を削る。

（知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

7 知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例（平成19年長野県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち第2条第1項第6号を同項第5号とし、同項第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項を改める改正規定中「同条第2項中「衛生部」を「健康福祉部」に改める」を「同条第2項を削る」に改める。

第2条中第5条の次に1条を加える改正規定を次のように改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（健康福祉部の事務）

第6条 健康福祉部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 保健及び医療に関すること。
- (2) 公衆衛生に関すること。
- (3) 社会福祉に関すること。
- (4) 社会保障に関すること。

病院事業局

地方独立行政法人長野県立病院機構の重要な財産を定める条例をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第54号

地方独立行政法人長野県立病院機構の重要な財産を定

める条例

地方独立行政法人長野県立病院機構に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条第1項の条例で定める重要な財産は、その予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡又は担保としての提供にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、信託しようとする場合を除き、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

病院事業局

地方独立行政法人長野県立病院機構に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第55号

地方独立行政法人長野県立病院機構に職員を引き継ぐ県の内部組織を定める条例

地方独立行政法人長野県立病院機構に職員を引き継ぐこととなる地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項に規定する条例で定める内部組織は、長野県立病院条例を廃止する条例（平成21年長野県条例第53号）による廃止前の長野県立病院条例（昭和41年長野県条例第57号）第4条第1項の長野県立病院及び同条第2項の長野県介護老人保健施設とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

病院事業局

屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第56号

屋外広告物条例の一部を改正する条例

屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「飯田市」の次に「、諏訪市」を加える。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

建築指導課

長野県警察の組織に関する条例及び警察署協議会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第57号

長野県警察の組織に関する条例及び警察署協議会条例

の一部を改正する条例

(長野県警察の組織に関する条例の一部改正)

第1条 長野県警察の組織に関する条例（昭和29年長野県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「5部」を「6部」に、「生活安全部」を「地域部」に改める。

第5条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を削る。

第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(地域部の所掌事務)

第6条 地域部においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地域警察に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、警らに関すること。
- (3) 警察通信の使用管理に関すること。

別表中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同表の長野県上田警察署の項中「のうち青木村」、「(長野県丸子警察署の管轄する区域を除く。)」及び「(長野県望月警察署の管轄する区域を除く。)」を削り、同表の長野県丸子警察署の項及び長野県望月警察署の項を削り、同表の長野県佐久警察署の項中「北佐久郡のうち御代田町」を「南佐久郡 北佐久郡のうち御代田町及び立科町」に改め、「(長野県望月警察署及び長野県南佐久警察署の管轄する区域を除く。)」を削り、同表の長野県南佐久警察署の項を削り、同表の長野県岡谷警察署の項中「上伊那郡のうち辰野町 岡谷市」を「岡谷市」に改め、同表の長野県伊那警察署の項中「うち」の次に「辰野町、」を加える。

(警察署協議会条例の一部改正)

第2条 警察署協議会条例（平成13年長野県条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(定数の特例)

2 平成22年4月1日から平成23年5月31日までの間における次の表の左欄に掲げる協議会の委員の定数は、第3条の規定にかわらず、それぞれ同表の右欄に定める数とする。

左 欄	右 欄
長野県上田警察署協議会	28人
長野県佐久警察署協議会	23人

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

警務課

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第44号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第30の長野県土尻川砂防事務所の項中「信州新町、」及び「及び中条村」を削る。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

行政改革課

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年12月17日

長野県公安委員会委員長 安藤 博 仁

長野県公安委員会規則第12号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の信州新町交番の項を次のように改める。

長野市信州新町交番	長野市信州新町	長野市 信州新町水内 信州新町上条 信州新町新町 信州新町里穂刈 信州新町山上条 信州新町 越道 信州新町山穂刈 信州新 町日原東 信州新町日原西 信 州新町左右 信州新町信級 信 州新町竹房 信州新町下市場 信州新町牧野島 信州新町牧田 中 信州新町中牧 信州新町弘 崎
-----------	---------	--

別表第2の1の中条村警察官駐在所の項を次のように改める。

長野市中条警察官駐在所	長野市中条	長野市 中条日高 中条日下野 中条 中条御山里 中条住良木
-------------	-------	-------------------------------------

別表第2の18の駒ヶ根市駒ヶ根駅前交番の項中「赤穂」を「赤穂 南田 下市場」に改め、同表の23の松本市村井・寿交番の項中「大字寿豊丘」を「大字寿豊丘 村井町北1丁目及び2丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、別表第2の18の駒ヶ根市駒ヶ根駅前交番の項及び同表の23の松本市村井・寿交番の項の改正規定は、公布の日から施行する。

警務課